

令和3年度 外郭団体に関する特別委員会 活動状況報告（案）

外郭団体に関する特別委員会の活動状況について、ご報告申し上げます。

本委員会は、地方自治法第221条第3項に定められた市の出資団体のうち出資率の高い団体34団体を対象に、その運営の実態を把握するとともに、事業効果について調査を行うものであります。令和3年6月24日より、各団体における事業の実施状況や、財政状況、経営改善の取組等について、当局の報告を求め、審査を行うとともに、必要に応じて実地視察を行うなど、精力的に活動してまいりました。

委員会審査においては、委員から各団体の事業実施の基本的な考え方、今後の方向性、在り方はもとより、それぞれの団体の課題や問題点、加えて、新型コロナウイルスへの取組について熱心な質疑がなされました。

特に、神戸新交通株式会社につきましては、令和元年度に同社での不正事案が判明して以降、委員会としても、真相究明・課題解決に尽力してまいりました。今年4月の委員会において、同社労働組合との和解成立の報告とあわせ、再発防止策として、労働協約の改定や通報制度の拡充等を行い、労使一丸となって難局を乗り越える意欲が示されたことは、意義深いものがあります。引き続き、係争中の他の裁判についても真摯に取り組み、健全な労使関係の構築及びガバナンスの改善に向けて御尽力いただきますよう申し上げます。

さて、各団体とも、サービスの向上や経費の削減、市民ニーズや時代の変化を踏まえた事業の見直しに取り組まれておられますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、社会経済情勢がさらに大きく変化する中で、それぞれの団体を取り巻く状況はより厳しさを増しています。

そのような中、各団体が市民・事業者のニーズを的確に把握するとともに、現場の声を大切にし、コロナの収束後を見据え、自立した経営基盤の下で、効果的かつ効率的な市民サービスの提供に努めるべきであります。

そして、市としても外郭団体を含む神戸市全体として、一体的で質の高い公的サービスを提供できる仕組みを構築するため、外郭団体の自主性を踏まえつつ、統括・調整を行っていくことが重要であります。

今後の外郭団体運営にあたっては、団体の目的や役割を踏まえ、取り組むべきミッションの共有や公益への貢献を行うなど、市とともに課題解決や使命の達成に取り組んでいくことが求められ、神戸市の方向性と時代に適合した、各団体の在り方や必要な組織などの見直しを常に検討し続ける姿勢が必要となります。

令和3年8月に公表された「外郭団体の抜本的な見直し方針」を踏まえ、市が示した外郭団体が達成すべきミッションと、団体が策定したミッションを達成するためのロードマップである「経営改革プラン」が3月に公表され、今後、「経営改革プラン」の達成に向け、市が支援・指導を行うとのことであります。

団体と市と、綿密に連携していただき、これまで述べた観点をふまえ、着実に実行いただきますようお願い申し上げます。

なお、各外郭団体の固有の課題や問題点については、委員会の審査過程において各委員から述べられた意見・要望などを十分に踏まえ、今後の事業運営の中で対応していかれるよう申し上げます。

以上、委員会の活動状況についてご報告申し上げ、議員各位のご了承を賜りたいと存じます。